

別表

平成13年分 所得申告相談日程

月	日	曜	農給合算申告、営庶業・譲渡申告、出張申告			一般申告
			9時～11時30分	13時～16時	申告会場	
2月	14	木	営庶業・譲渡所得申告	3階大会議室		
	18	月	一般申告	2階大会議室		
	19	火	農給合算申告（北伊予）			
	20	水	農給合算申告（岡田）	3階大会議室		
	21	木	農給合算申告（松前）			
	22	金				
	23	土				
	24	日				
	25	月	一般申告	2階大会議室		
	26	火	大間上高柳			
3月	27	水	恵久美昌農内			
	28	木	西古泉西高柳			
	1	金	塩屋北川原			
	2	土				
	3	日				
	4	月	永田・大溝徳丸			
	5	火	横田・東古泉中川原			
	6	水	鶴吉神崎			
	7	木	新立・本村出作			
	8	金	宗意原北黒田			
	9	土				
	10	日				
	11	月	南黒田筒井	各公民館		
	12	火	一般申告			
	13	水	一般申告			
	14	木	一般申告	2階大会議室		
	15	金	一般申告			

所得税は、平成13年中に生じた所得とこれに対する税額を、納税者自らが計算し、納税するという自主申告納税制度を採用しています。正しく早めに申告と納税を行ってください。

期限内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると後で不足の税金を納めるだけではなく、加算税や延滞税も納めなければならなくなります。

申告が必要な方

金額が2千万円を超える方▼1か所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

▼給与の支払を2か所以上から受けている方

▼事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、平成13年中の所得金額の合計額が、基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方

所得税が還付される場合

に該当する場合、確定申告により源泉徴収された所得税が還付されます。この還付を受けるための申告は申告期間前でも税務署で受付をしておりますので、早めに申告書を税務署に提出してください。

また、還付を受けるために確定申告をする場合には、給金額の合計額が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

▼住宅借入金（取得）など特別控除の適用を受けることができる場合

▼年途中で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった場合

▼予定納税をしている方で休業や減益のため所得が減少し、本来納めるべき所得税を超えて納税している場合

☆にせ税理士にご注意☆

確定申告の時期には、税金の申告手続きなどを税理士に依頼される方が多いことに便乗して、税理士でない人が申告書の作成を行うことがあります。

町県民税
役場税務課町民税係
所得税
松山税務署
電話 0941-912110
税務相談室
電話 0946-4589

ます。このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した方にも迷惑がかかる結果となることが多いので、ご注意ください。

営庶業(自営業など)の方 土地建物などの譲渡所得のある方の 確定申告相談は2月14日(木)です。

当日は税務署より申告相談にきています。この期日を過ぎると直接税務署においての申告となりますのでご了承ください。

- ・所得税の還付申告の方も受け付けますので、ぜひお越しください。
- ・申告書をご自分で書く方は、確定申告書をお渡しいたしますので、係員までお申し付けください。